

沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年11月16日 副市長決裁

改正 平成26年3月11日 市民福祉部長決裁

(設置)

第1条 沼津市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）を策定するため、沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に係る協議をすること。
- (2) その他高齢者保健福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民福祉部長
- (5) 建設部長
- (6) 危機管理監
- (7) 教育次長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は市民福祉部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を所掌し、会議の長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は福祉事務所長を、副幹事長は長寿福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、計画原案の作成及び調査研究に係る事務を所掌する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 6 会議は、幹事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 幹事長は、幹事会を代表し、会議の長となる。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日 副市長決裁)

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月22日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月11日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

部 等	幹 事
企画部	政策企画課長 地域自治課長
財務部	財政課長
市民福祉部	福祉事務所長 国民健康保険課長 健康づくり課長 社会福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 障害福祉課長
建設部	住宅営繕課長
危機管理課	危機管理課長
教育委員会事務局	生涯学習課長 スポーツ振興課長